

石見空港 A 2 - B C P

【概要版】

島根県益田県土整備事務所石見空港管理所

目次

1. 被害想定	- 1 -
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定	- 1 -
3. 「A2-HQ」の設置	- 2 -
4. 全ての空港において策定すべき計画	- 4 -
(1) B-Plan (Basic Plan : 基本計画)	- 4 -
4-1. 滞留者対応計画	- 4 -
4-2. 早期復旧計画	- 5 -
(2) S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)	- 6 -
4-3. 電力供給機能	- 6 -
4-4. 通信機能	- 7 -
4-5. 上下水道機能	- 7 -
4-6. 燃料供給機能	- 8 -
4-7. 空港アクセス機能	- 8 -
5. 当該空港の利用状況や位置づけを踏まえ必要に応じて策定する計画	- 10 -
5-1. 非常時における発着調整計画	- 10 -
5-2. 貨物施設復旧計画	- 10 -
5-3. 役割分担に関する協定	- 11 -
6. 外部機関との連携	- 12 -
7. 情報発信	- 12 -
8. 訓練計画	- 13 -
9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況	- 13 -

1. 被害想定

(1) 地震

①想定規模

益田市地域防災計画と同じ弥栄断層帯の地震（マグニチュード7.6：地表最大震度6強／石見空港での平均震度5弱）とする。

②被害状況

益田市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・旅客ターミナルビルが停電。断水し、下水も使用不可。
- ・道路が通行止め。旅客ターミナルビル内に滞留者が250人滞留。
- ・滑走路、誘導路等の基本施設が盛り土部分の崩落により使用不可。

(2) 悪天候等

①想定規模

- ・大雨：1時間に101mm以上の降雨を観測。
- ・台風：瞬間最大風速45m/s、暴風域6時間継続。
- ・大雪：30cm以上の積雪を観測。

②被害状況

益田市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・道路が通行止め。旅客ターミナルビル内に滞留者が250人滞留。

2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) 滞留者の安全・安心の確保

- ・自然災害発生後に空港アクセスが途絶えたとしても、最低限12時間空港内に滞在することが可能となるよう、必要な備蓄品（非常食、飲料水、・・・等）の確保等により環境を整備
- ・自然災害発生後12時間は平常の70%程度の電力及び20%程度の上下水道機能を維持。

(2) 背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・大規模地震及びそれに伴う津波により被災した場合であっても、警報解除後等復旧作業が開始でき次第、72時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧。
- ・特別警報級の気象（大雨、台風、大雪、・・・等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後24時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

3. 「A2-HQ」の設置

(1) 「A2-HQ」の設置

- ・石見空港においては、設置基準に達する自然災害が発生した場合において、「A2-HQ」が設置される。
- ・「A2-HQ」事務局は石見空港管理所が担うこととし、設置場所は石見空港管理所応接室とする。
- ・各構成員間の情報共有（本部招集時の連絡手段含む）については、館内放送及び電話（外線及び内線）を基本とし、必要に応じて電子メール等により連絡する。
- ・設置基準については、以下の通りとする。
 - ①地震
 - ・石見空港近傍において震度「5弱」以上の地震が発生した時は自動参集
 - ②悪天候
 - ・特別警報の発表をもって自動参集
 - ・「非常に強い」台風が石見空港に大きな影響を及ぼす可能性がある進路が予想される場合
 - ③上記①及び②に関わらず、自然災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持
 - ・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と島根県益田県土整備事務所長が判断した場合

(2) 「A2-HQ」の構成

- ・「A2-HQ」の構成は別表※1の通りで、本部長を島根県益田県土整備事務所長、副本部長を島根県益田県土整備事務所維持管理部長とする。

構成機関は、島根県益田県土整備事務所、石見空港ターミナルビル株式会社、全日本空輸株式会社石見空港所、株式会社石見エアサービス石見空港営業所、企業警備保障株式会社、国際航空給油株式会社石見空港給油所、益田市役所、島根県警察益田警察署、益田広域消防本部とする。

国の機関として、大阪航空局、大阪空港事務所大阪飛行援助センター、大阪空港事務所システム運用管理センターとする。
- ・現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①島根県益田県土整備事務所維持管理部長、②島根県益田県土整備事務所維持管理部石見空港管理所長、③石見空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長とする。

(3) 「A2-HQ」の役割

- ・「A2-HQ」は、次の事項を行う。
 - ①自然災害に関する情報の一元的な収集、記録・整理、関係機関等への発信
 - ②被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断
 - ③決定事項に基づく関係機関への指示・要請
 - ④被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請
 - ⑤運航状況の把握（情報収集）

【「A2-BCP」の参集イメージ】

自然災害
発生直後

- 関係機関において、死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告。
- 事務局は国土交通省航空局に連絡（第一報は15分以内）
- 関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。
- 設置基準に基づき「A2-HQ」を設置（事務局ら各構成員に招集の連絡）。



[10分後]
本部の招集

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○対応方針や計画実行の決定・傷病者を含む滞留者への対応、空港外への避難の要否。・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し。・広報方針の決定。 | <ul style="list-style-type: none">・「A2-HQ」の全構成員（参集可能な関係機関）を招集。・関係機関の対応（役割分担）を確認。・外部機関へ支援要請。 |
|--|---|



[20分後]
本部の招集

- 対応方針と役割分担を確認後、対応方針の決定に必要な機関のみ参集。

4. 全ての空港において策定すべき計画

(1) B - P l a n (Basic Plan : 基本計画)

4 - 1 . 滞留者対応計画

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により一般県道石見空港線が機能停止となり、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせて、空港内で夜間を過ごす滞留者が120人発生。
(※必要に応じて流入が想定される周辺住民の数も考慮)
- ・ 滞留者が空港内で最大12時間滞在。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、1時間以内に滞留者を安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたるとともに、3時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。

(3) 役割分担

<表 4 - 1 - 1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関からの被害状況の収集・整理 ・ 国土交通省航空局への被害状況等の連絡 ・ 「A2-HQ」の設置(構成員の招集) ・ 医療機関への支援要請 ・ 関係機関への支援要請 	
石見空港ターミナルビル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビルの耐震化(天井対策は未定) ・ 特定天井の耐震化検討 ・ ピクトグラム、拡声器の準備 ・ 簡易トイレの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空旅客の避難誘導 ・ 滞留スペースの確保 ・ 滞留者数の把握 ・ 電源、通信、上下水道等の確認 ・ (非常用発電機による)電源の確保 ・ 外国語を話せるスタッフの確保(英語:3人) ・ 関係機関への協力要請(滞留者対応人員の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事や飲料水の提供(レストラン・売店及び自動販売機の在庫による対応) ・ (電源を求める利用者に対して)延長コードの提供 ・ 簡易トイレの提供
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語メガホン、自動翻訳機(各2台)の準備 ・ 毛布の準備(410枚保管) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行中の機内旅客や出発空港での旅客に対する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毛布の提供
益田市観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊環境の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業再開の調整 ・ 空き室状況及び受入可能数の把握 	

4-2. 早期復旧計画

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により滑走路面にクラックが発生し、航空機の離着陸が不可。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後3時間以内に、必要な職員及び従業員が空港内に参集
 ※公共交通機関が不通となった場合も含めて検討。
- ・ 自然災害発生後12時間以内に、救援機（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。
- ・ 自然災害発生後72時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

(3) 役割分担

＜表4-2-1：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設（ポンプや管渠等）及び貯留施設の整備 ・ 空港アクセス機能喪失時や夜間等における資機材や作業員等の輸送手段の検討 ・ 災害応急対策業務に係る関係機関（建設会社等）との協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本施設、無線施設、灯火・電気施設の被害状況の確認 ・ 関係機関からの被害状況の収集・整理 ・ 国土交通省航空局等への被害状況の報告 ・ 「A2-HQ」の設置（構成員の招集） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本施設、灯火・電気施設の復旧
石見空港ターミナルビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化 ・ 特定天井の耐震化検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の被害状況の確認と石見空港管理所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナル及び主要施設の復旧
航空会社（ハンドリング会社）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機やGSE車両の被害状況の確認と石見空港管理所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間航空機の運航再開に向けた調整
大阪空港事務所システム運用管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認要員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線施設の被害状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線施設の復旧

(2) S - P l a n (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

4 - 3 . 電力供給機能

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により電力会社の送電設備が機能停止し、空港への電力供給が寸断。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、36時間（12時間×3日分）の電力を確実に確保するため、必要な燃料を確保。

(3) 役割分担

<表 4 - 3 - 1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所	・ 非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保	・ 中国電力（株）に対する各種要請（早期復旧や電源車の派遣、他の変電所からの送電等） ・ 可搬型発電機の搬入要請	・ （必要に応じて）VFRによる離着陸を可能とするための体制の構築
石見空港ターミナルビル（株）	・ 非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保	・ 旅客ターミナルビル内の電源施設等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・ （必要に応じて）旅客ターミナルビル内の電力供給エリア（滞留者の待機エリア）の限定化	・ （旅客ターミナルビル内の電源施設等に異常があった場合）電源施設等の復旧
航空会社（ハンドリング会社）	・ 非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認		
警察・消防等（当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）	・ 非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認		

4-4. 通信機能

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により携帯電話の通信規制が行われ、音声通信が困難。

(2) 行動目標

- ・ 24時間以内に通信環境を整備。

(3) 役割分担

<表4-4-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所	<連絡体制の構築> ・ 「A2-HQ」構成員との連絡体制の構築 ・ 代替通信手段（衛星電話等）の準備	<滞留者への対応> ・ 通信環境の情報収集 ・ 通信会社に対する移動基地局の派遣要請	
石見空港ターミナルビル（株）	<連絡体制の構築> ・ アナログ回線（災害時専用線電話）の整備 <滞留者への対応> ・ Wi-Fi環境の整備		<滞留者への対応> ・ 無料Wi-Fiサービス提供（ターミナルビル全館利用可）
警察・消防等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）	<連絡体制の構築> ・ 代替通信手段（衛星電話等）の準備		

4-5. 上下水道機能

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により石見空港への配水管が損壊し上水が供給停止、停電により下水も機能停止。

(2) 行動目標

- ・ 滞留者用の飲料水と簡易トイレを12時間分確保

(3) 役割分担

<表4-5-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所		・ 自治体水道事業者に対する給水車の派遣要請	
石見空港ターミナルビル（株）	・ 停電時でも施設が機能するため非常用発電機の燃料準備 ・ 簡易トイレの確保	・ 上下水道の緊急点検（機能喪失の原因究明） ・ （必要に応じて）関係機関への飲料水の供給要請	・ 上下水道設備の復旧 ・ 上水の使用制限やトイレの使用可否について滞留者に対する情報提供 ・ レストラン/売店及び自動販売機の在庫による飲料水の提供

4-6. 燃料供給機能

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により空港へのアクセス道路通行止めが発生し、空港への油の輸送が停止。
- ・ GSE車両用の備蓄燃料が枯渇。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生24時間、空港外からの燃料供給が寸断されたとしても、空港内における残存燃料を有効活用することにより、燃料供給体制を維持。

(3) 役割分担

＜表4-6-1：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧日時
石見空港管理所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 益田興産株式会社から備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報の収集・整理 ・ 関係機関（国や関係自治体等）に対する燃料の供給要請 	
国際航空給油（株） 石見空港給油所 （燃料供給事業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ タンク容量の確保 ・ 給油施設の点検 ・ ハイドラント施設の点検 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給油施設の応急措置及び機能回復 ・ 燃料の品質確認
石見空港ターミナルビル（株）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 益田興産出光エアポート石見SSへの優先供給の依頼 	
警察・消防等 （当該空港を拠点として救援活動等を実施する機関）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給油会社への優先供給の依頼 	

4-7. 空港アクセス機能

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により、空港へのアクセス道路が通行止め。

(2) 行動目標

- ・ 滞留者を空港外に避難させるため、12時間以内にヘリコプター等の交通手段を確保
- ・ 道路の被害、啓開、復旧状況に応じて、バスの増発やタクシーの増車を依頼する。
- ・ 滞留者が12時間滞在できるための環境を確保。

(3) 役割分担

<表 4 - 7 - 1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所	<ul style="list-style-type: none"> 空港アクセス事業者の運行規定の把握と連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の被害、啓開、復旧の状況に関する情報の収集・整理 滞留者が空港から目的地に移動するための外部機関への支援要請（関係自治体等） 	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路等の空港施設の復旧に資する資機材や人員等の空港への搬入輸送ルート確保（関係自治体の災害対策本部等との調整）
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路の耐震性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路の被害状況の確認と石見空港管理所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路の機能回復
バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> アクセス道路の不通時における代替ルートの整理 	<ul style="list-style-type: none"> バスの運行状況の確認と石見空港管理所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じて）増発や臨時便の調整
石見空港ターミナルビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> 臨時乗降場の設定 		<ul style="list-style-type: none"> 滞留者の滞在場所の確保 バス事業者等へ滞留者の輸送の要請（最寄り駅までの輸送等） 滞留者に対する代替交通手段の運行情報の提供
航空会社			<ul style="list-style-type: none"> 国内外各空港の旅客への復旧状況の情報提供

5. 当該空港の利用状況や位置づけを踏まえ必要に応じて策定する計画

5-1. 非常時における発着調整計画

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により基本施設の一部が機能停止し、大幅な発着回数の制限が発生。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、できるだけ速やかに「石見空港緊急時発着調整事務局」を設置し、関係機関で調整を行い、発着枠の配分計画を策定。当該配分計画に従い、72時間以内に民間航空機の運航を再開。

(3) 役割分担

<表 5-1-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所	・ 処理能力の制約要因（基本施設、旅客ターミナルビル、管制施設等）に応じた対応策の検討	・ 「石見空港緊急時発着調整事務局」の設置及び運営	・ 当該空港での発着可能状況を示した表の作成と航空会社への通知 ・ 航空会社からのリクエストを取りまとめた配分計画表の決定
航空会社 (ハンドリング会社)		・ 航空機やGSE車両の被害状況の確認と石見空港管理所への報告	・ 民間航空機の運航再開に向けた調整及び利用者への周知

5-2. 貨物施設復旧計画

(1) 被害想定

- ・ 弥栄断層帯の地震の発生により、貨物施設の一部が倒壊し、保管設備及び冷蔵設備等が使用不可。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、72時間以内に貨物施設機能を回復。
- ・ 基本施設等の安全確認が取れ次第、滞留貨物については、72時間以内に石見空港に搬出。
- ・ さらに、他空港への輸送が困難な滞留貨物についても、自然災害発生後の運営開始に支障がないよう適切に処理。

(3) 役割分担

<表5-2-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
石見空港管理所		・石見空港ターミナルビル（株）から貨物施設の被害状況に関する情報の収集・整理	
石見空港ターミナルビル（株） （貨物施設の管理者）	・臨時保管場所の調整	・建物及び設備の被害状況の確認と石見空港管理所への報告	・臨時保管場所の調整
航空会社	・滞留貨物発生時の取扱いの調整 （対税関、対荷主、対フォワーダー等） ・荷役車両の避難 （悪天候等事前の対応が可能な場合）		

5-3. 役割分担に関する協定

(1) 被害想定

- ・弥栄断層帯の地震（※想定している自然災害の種類を記載）の発生により、アクセス道路が通行不能となり、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせて、空港内で夜間を過ごす滞留者が120人発生。
- ・弥栄断層帯の地震（※想定している自然災害の種類を記載）の発生により、滑走路面にクラックが発生し、航空機の離着陸が不可。

(2) 行動目標

- ・緊急時対応や滑走路等の空港施設の早期復旧に向けて、島根県益田県土整備事務所が空港内事業所及び島根県港湾空港課とそれぞれ果たすべき役割を担いながら、連携・協同して対処。

(3) 役割分担

1) 島根県益田県土整備事務所

- ・公共的交通基盤としての空港機能の確保、自然災害への対応の実効性を高めるための組織横断的な取組、関係機関との連携の推進、及び、危機管理を含めた空港運営に係る対応を担うべき役割
- ・自然災害発生時、空港全体を統括し主体的に事態に対処。

2) 石見空港ターミナルビル株式会社

- ・事態が深刻化し、島根県益田県土整備事務所による的確な事態収拾が難しいと判断される場合、島根県益田県土整備事務所と連携しつつ、主体的に事態に対処。
- ・その場合、島根県益田県土整備事務所に代わり現場の意思決定者を務める。

3) 航空会社（グランドハンドリング事業者）

- ・関係機関に対して、搭乗者の人数など情報共有を行う。
- ・石見空港ターミナルビル株式会社と協力し、旅客の避難、誘導を行う。

- ・保安警備事業者と協力し、旅客の避難、誘導や、定期便再開に係る調整を行う。

6. 外部機関との連携

- ・風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定書 [平成27年4月]
【島根県益田県土整備事務所－一般社団法人島根県益田建設業協会】
- ・自然災害時における追加燃料の供給等に関する協定 [予定]
【石見空港ターミナルビル株式会社－益田興産出光エアポート石見SS】
- ・空港医療救護活動に関する協定書 [平成6年4月]
【島根県－社団法人島根県医師会】

7. 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況
【石見空港管理所、石見空港ターミナルビル（株）】
- ・空港内の滞留者の状況
【石見空港ターミナルビル（株）】
- ・地震や津波等の自然災害の状況
【気象庁関西航空地方气象台】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
【全日本空輸（株）】
- ・旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
【石見空港管理所、石見空港ターミナルビル（株）】
- ・空港アクセスの運行状況
【石見交通（株）】
- ・空港周辺の道路状況
【道路管理者（島根県益田県土整備事務所、益田市役所）】

(2) 情報の集約と発信

①上記（1）で整理された情報について、総合対策本部で集約。

↓

②集約した情報を「A2-HQ」の各構成員に提供。なお、その情報は現場の担当レベルまで正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供

- ・県庁港湾空港課災害対策本部
- ・益田県土整備事務所災害対策本部

↓

③「A2-HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に手影響する資料を作成し、情報を発信。

併せて、全ての関係機関（空港管理所、石見空港ターミナルビル（株）、航空会社等）の Web サイトに同じ情報を掲載（関係機関が有する SNS 等のツールも活用）。

↓

④滞留者に対しても、石見空港ターミナルビル（株）が情報を提供。

8. 訓練計画

(1) 訓練の実施

- ・「A2-HQ」主催の訓練を、毎年11月を目途に行う。
- ・訓練の企画・立案は石見空港管理所が行う。
- ・訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る。
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて、A2-BCPの改訂を行う。

(2) 日常点検の実施

- ・石見空港管理所、石見空港ターミナルビル（株）、は、最低2ヶ月に1回、非常用電源の稼働確認を行う。
- ・石見空港管理所、石見空港ターミナルビル（株）、航空会社は、最低12ヶ月に1回、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行う。
- ・石見空港管理所、石見空港ターミナルビル（株）、は、最低12ヶ月に1回、法令点検を必要としない非常用機器の動作確認を行う。

9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

(1) 基本施設

益田県土整備事務所 [土木職1名]

(2) 無線施設

大阪空港事務所システム運用管理センター

(3) 灯火・電気施設

益田県土整備事務所維持管理部石見空港管理所 [電気職4名]

(4) 旅客ターミナルビル

石見空港ターミナルビル（株） [施設設備担当1名]